

議員提出議案第24号

地域主権の確立に関する意見書

上記の議案を提出する。

平成22年 6 月23日

提出者

1 番	むらまつ 勝康	2 番	平田 みつよし
3 番	く げ しげる	4 番	中 村 けいこ
7 番	小 山 たつや	8 番	向 江 すみえ
9 番	上 村 やす子	1 3 番	出口 よしゆき
1 4 番	黒柳 じょうじ	1 5 番	上 原 ゆみえ
1 8 番	うてな 英 明	1 9 番	佐藤 ゆうだい
2 0 番	うめだ 信 利	2 1 番	大 高 た く
2 2 番	清 水 忠	2 3 番	工 藤 きくじ
2 4 番	池田 ひさよし	2 5 番	米 山 真 吾
2 9 番	丸 山 銀 一	3 0 番	斉 藤 初 夫
3 3 番	荒 井 彰 一	3 4 番	牛 山 正
3 5 番	く ぼ 洋 子		

葛飾区議会議長 舟 坂 ちかお 殿

地域主権の確立に関する意見書

豊かで活力のある地域社会をつくり、地方を再生するためには、地域のことは地域で決める地域主権を確立し、自治体が地域の実状や住民のニーズに的確に対応した行政サービスを提供できるようにしなければならない。

政府は、地域主権の確立を「一丁目一番地」の重要課題と位置付け、平成21年11月に地域主権に資する改革に関する施策を検討・実施すること等を目的に地域主権戦略会議を発足させた。また、同年12月には63項目、121条項の義務付け・枠付けの見直しを閣議決定した。さらに、国と自治体の関係を、国が地方に優越する上下の関係から、対等の立場で対話のできる新たなパートナーシップの関係へと改めるため、国と地方の協議の場を法制化することを予定している。

地域主権の確立は明治以来の中央集権体質から脱却し、この国の在り方を根本から変える大改革であり、その実現には更なる取り組みが必要不可欠である。

よって、本区議会は国会及び政府に対し、以下の取り組みを推進するよう強く求めるものである。

記

- 1 国と地方の協議の場の法制化を急ぐとともに、法制化前であっても国と地方が十分協議した上で政策決定をすること
- 2 住民に身近な市町村の役割を重視する観点から、国と地方の役割を抜本的に見直したうえで、国から地方への事務事業及び財源の移譲を大幅に進め、地方の権限を拡大すること。また、国と地方の役割分担及び財源の移譲方法・内容を速やかに明示すること
- 3 すべての国庫補助負担金を、原則として自治体はその裁量によって用途を決めることができるよう、慎重に検討すること。また、住民の生活に不可欠な行政サービスの維持に必要な額を確保すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。